



宜野湾市報 英語版

宜野湾市野嵩1-1-1 | ☎098-893-4119

f GINOWANCITY.MULTILINGUAL

The city office will be closed

12/29 - 1/2

やくしょ やす
役所は休みです。

We will open again on

1/5

ひら
にまた開きます。



宜野湾市から市民の
皆様に
クリスマスと
年末年始の
ご挨拶を申し上げます。



年末年始の 家庭ごみの収集について

環境対策課からお知らせです。

平素より、ごみ減量対策に、ご協力いただき感謝申し上げます。
年末年始におけるごみの収集につきましては、下記図の通りとなります。
市民の皆さまには、ご不便をおかけすることがございますが、ご理解
とご協力を宜しくお願いいたします。

※ごみは、1.分別して、2.指定日の朝8時まで、3.決まった場所へ出す
ようお願いします。

年末年始の家庭ごみの収集について

年末 12月31日(水)まで 年始 1月5日(月)から

	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5
	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)
燃やせるごみ			通常通り			休み (ごみ収集なし)				通常通り
燃やさないごみ										
かん・びん・紙 有害ごみ			通常通り		通常通り					通常通り
粗大ごみ										
ペットボトル										

※草木の回収は、12月31日(第5水曜日)はお休みです。1月7日(水)より回収を行います。
※燃やさないごみの回収は、12月31日(第5水曜日)はお休みです。1月14日(水)
より回収を行います。

☎環境対策課 ☎893-4140

市の人口 11月末現在

人口	100,268 (+13)
世帯数	48,802 (+7)
外国人数	2,397 (±0)
国籍数	56(±0)

「次世代交通ビジョンおきなわ (仮称)」アンケートの実施

沖縄県では、都市や社会の変化を踏まえながら、慢性的な
交通渋滞や公共交通の維持・移動手段の確保など交通課題
に向き合い、将来に向けた新しい交通のあり方を描くため
の検討に着手しています。

ウェブアンケートでご意見を募集しています。沖縄の交通
課題や将来の望ましい地域の姿など、皆さまからご意見を
お聞かせください。

▶期間 1/15(木)まで



098-896-2045 沖縄県交通政策課



詳細のご確認とアンケートのご記入は、QR
コードをスキャンしてください。
(日本語のみ。携帯電話の翻訳アプリをご利
用ください。)

集団健診日程（特定健診・がん検診）

受診期限は年度末です。予約・受診はお早めに！

※2/1(日) 浦添総合病院健診センターは国保加入40～74歳のみ受診できます。

予約制

健診日	会場	受付時間
1/18 (日)	市立体育館	8:30～11:00
2/1 (日) ※特定健診のみ	浦添総合病院健診センター	8:00～9:00
2/8 (日)	保健相談センター	8:30～11:00
2/21 (土) ※骨粗しょう症検査あり	市役所	
3/21 (土) ※特定健診のみ	保健相談センター	

*医療機関で受診希望の方は、直接、医療機関へご予約ください。
問合・予約 ☎ 098-898-5598 健康増進課（保健相談センター）

障害者控除対象者認定書の申請について

▶対象 障害者手帳を持っていない方でも、基準日（前年12月31日）に要介護認定を受けている65歳以上の方は、所得税法施行令および地方税法施行令の規定により、基準に該当があれば、障害者控除の対象となります。

ホームページを確認し申請ください。

すでに身体障害者手帳等で控除を受けている方は手帳で控除を受ける必要があるため、発行できませんのでご注意ください。

▶申請期間 1/5(月)より受付開始

- 申請方法 介護長寿課窓口に、介護保険被保険者証（写し可）と窓口に来られる方の印鑑・身分証明書を持参し、本人または家族の方で申請。

※家族の方が申請する場合、本人の同意欄への署名・捺印が必要。



詳細のご確認とご申請については、QRコードをスキャンしてください。（日本語のみ。携帯電話の翻訳アプリをご利用ください。）

注意事項

- この認定書は税申告の際に控除を受けるためのものであり、障害者手帳の代わりとなるものではありません。
- 申請は毎年度必要となります。

☎ 098-893-4411（内線：4153/4156）介護長寿課

高齢者在宅サービスのご紹介

高齢者の在宅生活を支える、さまざまなサービスがあることをご存知ですか？



高齢者在宅サービスについて



お問合せ・お申込みは、お住まいの地域の「地域包括支援センター」へ

こんなことはありませんか？	こんなサービスがあります	このサービスを使うには
- 病状に配慮した食事をするよう医師の指導を受けたが、自分では調理することができない。 - 定期的に誰かが見守ってくれるという安心感がほしい。	【配食サービス】 - 昼食に高齢者向けの栄養バランスに富んだお弁当を配達。療養食（糖尿食・腎臓食・ムース食他）にも対応します。 - 料金の半分は市が負担します。 - 日中の安否確認を兼ねます。	以下の①または②の要件を満たす方 ①要介護認定をお持ちの方で市内に65歳以下の支援者のいない非課税世帯の方。 ②要支援認定・事業対象者の認定をお持ちの方で65歳未満の同居者のいない方 ※介護の認定の無い方はご利用いただけません。
要介護4又は要介護5の同居家族を介護しているが、紙おむつの消費が経済的な負担になっている。	【家族介護用品支給事業】 - 市内の指定された薬局などで、介護用紙おむつや尿取りパッド、使い捨て手袋などが購入できる支給証を発行します。 - 月々6,250円分まで購入できます。	要介護4 または 要介護5 の方を在宅で介護している、非課税世帯の介護者に対して支給します。 - オムツを使用している方・介護をしている方・同敷地内に居住している全てのご親族さまが非課税世帯であることが条件となります。 - また、入院中や施設入所されている方は支給の対象外となります。